

□金融機関経由保証 新型コロナウイルス感染症に係る保証の概要

		保証料補給対象			保証料補給対象	
保証名称	セーフティネット保証		伴走支援型特別保証			事業再生計画実施関連保証 (通称：経営改善サポート保証) 【感染症対応型】
略 称	協 経安4号	協 経安5号	協 伴走支援特別			協 改善サポート（感染）
市町村長の認定	4号	5号	4号	5号	一般関係保険	—
対象者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受け、次のいずれかに該当する方 ①売上高等減少率が15%以上である ②最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高に比して15%以上減少している	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、次のいずれかに該当する方 ①最近1か月の売上高が前年同月比15%以上減少している ②最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高と比較して15%以上減少している	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者で、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方
対象資金	運転資金・設備資金					
保証限度額	2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円		合算1億円 無担保保証は、原則、一般関係保険枠8,000万円、経営安定関連特例枠8,000万円の範囲内で取扱います。			2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円
	経営安定関連特例枠として同枠、一般関係保険枠と別枠 ただし、「協 伴走支援型特別」のうち危機関連特例は、一般関係保険枠および経営安定関連特例枠と別枠			一般関係保険枠 (経営安定関連特例枠と別枠)		一般関係保険枠、経営安定関連特例枠 および危機関連特例枠と別枠
保証期間	<ul style="list-style-type: none"> ■有担保 運転 原則7年以内 設備 20年以内 ■無担保 運転 原則5年以内 設備 7年以内 ※既存保証口を借換する場合は10年以内 (据置1年以内)		<ul style="list-style-type: none"> ■一括返済 1年以内 ■分割返済 10年以内 (据置5年以内) 			<ul style="list-style-type: none"> ■一括返済 1年以内 ■分割返済 15年以内 (据置5年以内)
信用保証料率	年0.90%	年0.80%	年0.85% (経営者保証免除対応) 年1.05% ただし保証料補給あり 年0.65%～0.85%	年0.45%～1.90% (経営者保証免除対応) 年0.65%～2.10% ただし保証料補給あり 年0.25%～0.95%	<ul style="list-style-type: none"> ■責任共有保証料率 年0.80% (経営者保証免除対応) 年1.00% ■責任共有外保証料率 年1.00% (経営者保証免除対応) 年1.20% ただし保証料補給あり 年0.60%～1.00%	
			【実 質】 年0.20%	【実 質】 年0.20%～1.15%	【実 質】 年0.20%	
貸付利率	金融機関所定利率					
保証人	原則として法人代表者以外は不要					